

平成27年度京都市認知症介護実践研修 実践者研修（第1・2回）研修募集要項

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症の方の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症の方に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 対象者

京都市内の介護保険施設・事業所等で認知症介護に携わる介護職員

3 実施主体

京都市

4 研修受託者

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

京都市長寿すこやかセンター（社会福祉研修・介護実習普及センター）

5 研修内容

（1）受講資格

上記2に該当する職員で、認知症の知識に関して、一定の知識（介護福祉士と同程度の知識）、技術を習得している者で、かつ介護現場経験が2年以上ある者。

※ 旧認知症介護実務者研修（基礎課程）を受講された方は、受講対象となりませんので、御注意ください。

（2）目標

- ①認知症の人の立場に立ち、「認知症という病気をかかえて生きる」気持ちを理解しようとする。その上で認知症の人のその人らしい暮らしを実現するために必要な知識や技術（医学、介護、環境、家族の思い、権利擁護、ケアマネジメント、リスクマネジメント等）について学ぶ。
- ②演習・職場実習発表をとおして、自分の意見や他者の意見を積極的に交換し、気づき、学びの理解を深める。
- ③受講生自身の認知症介護の理念について考え、表現する。
- ④講義・演習で学んだ知識や技術をもとに、一人の認知症の方の言動・行動の背景を知り、その人の立場に立って、思いや願いを考えケアに繋げる。

（3）修了要件

ア すべての講義・演習・職場実習に出席すること（遅刻、途中退席は原則認めません）。

*すべての講義とは、修了式後のフォロー研修を含みます。

イ 講義・演習等をとおして、受講生自身の気づきや学びをまとめた講義記録等のレポートや課題を期日内にすべて提出していること。

ウ 実習のまとめ発表において、認知症の人を主語に、認知症の人の思いや願いを言語化し表現することができること。また、自他の発表の中で、自分が感じたことや考えたことを他の受講生や講師等に伝え、意見交換ができること。

※研修受講者としてふさわしくない態度、行動があった場合は、受講の取消しや修了を認めない場合があります。

(4) 開催回数・定員

年4回 各回60名(今回は第1・2回目の募集です。)

※ 認知症介護実践者研修第3・4回目については、6月中旬に募集する予定です。

(5) 申込に関する留意点

- ・ 受講希望者が定員を上回る場合、地域密着型サービス事業所の開設等に関わる方を優先し、受講者を決定します。
- ・ **選考結果につきましては、後日通知します。**

(6) 期日及び内容

	日程	申込締切日(必着)
第1回	平成27年 5月28日～平成27年 7月10日	平成27年4月10日(金) 17時半
第2回	平成27年 7月13日～平成27年 8月28日	
第3回	平成27年 9月 2日～平成27年10月15日	平成27年6月募集予定
第4回	平成27年10月28日～平成27年12月11日	

※講義内容等の詳細は別紙「認知症介護実践者研修日程表」のとおり

(7) 受講料

9,000円 + 別途希望者のみテキスト代

【テキスト代】

第2版 新しい認知症介護 実践者編	2,376円
改訂 センター方式の使い方・活かし方	3,672円
センター方式 -シートパッカー	500円

6 会場

「ひと・まち交流館 京都」会議室(下京区河原町通五条下る東側)

電話(075)354-8822

(交通機関)京都市バス4系統, 17系統, 205系統「河原町正面」下車 すぐ

京阪電車「清水五条」下車①番出口より徒歩約8分

市営地下鉄烏丸線「五条」下車⑤番出口より徒歩約10分

7 修了証書

全日程を受講し、修了要件を満たされた方に、京都市長から修了証書を交付します。

8 申込締切日

平成27年4月10日(金) 17時半 必着

※申込先は京都市長寿福祉課です。実践リーダー研修と申込先は異なるので御注意ください。

9 申込方法及び提出先

(1) 申込方法

下記申込書類に必要事項を記入のうえ、**京都市長寿福祉課まで郵送もしくは持参によりお申し込みください。** **FAXでの申込は受け付けません。**

(提出物)

- 実践者研修申込書
- 受講申込レポート(受講者用 1枚)
- 受講申込レポート(所属長・施設長等用 1枚) ***受講生ひとりにつき1枚を提出**

(2) 提出先

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 生きがい支援担当：稲田

電話 (075) 251-1106

10 留意点

● 研修受講の義務付け等について

認知症介護実践者研修は、地域密着型サービス事業所の指定基準において受講が義務付けられています。また、認知症対応型サービス事業管理者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を受講する予定のある方は、実践者研修の修了が必要となりますので、実践者研修申込書に明記してください。

● 申込について

申込は事業所種別毎に行ってください。申込多数の場合には選考を行います。
また、郵送、持参にかかわらず、書類受取時に申込書類の確認は行いません。そのため、提出書類に不備・不足があった場合は、申込をされても受け付けたことにはなりませんので御了承いただくとともに、必ず記入漏れや書類の不足等がないようお願いします。

● 申込に関するお願い

認知症介護実践者研修には、毎年、大幅に定員を上回ってお申し込みいただいています。
しかしながら、近年、受講生や事業所の都合で、研修直前や研修中に参加を辞退される方がおられます。受講者決定後の辞退による他の事業所の方を繰り上げるなどの調整は困難を伴うため、欠員を生じさせることにつながります。直前や研修途中の辞退がないよう受講生を選考のうえお申し込みください。

● 受講決定者の変更について

受講決定者が受講できない状況になった場合に他者が代理受講することはできませんので、御了承ください。また、受講できない状況になった場合は、速やかに京都市長寿すこやかセンター（社会福祉研修・介護実習普及センター）まで連絡してください。

● 認知症介護実践者研修の職場実習及び同意書取得について

認知症介護実践者研修では、受講生の方が所属されている職場で取り組む職場実習を設けています。これは、その職場でかかわりのある認知症の方をひとり選んでいただき、本人やその家族から職場実習のための同意書を取得いただいたうえで、上司や職場関係者の協力のもと、受講生が職場実習に取り組むものです。

そのため、申込の際には、①認知症と診断されている方を選定し、②同意書の取得が可能か、③一定期間の実習が可能か御検討のうえ、お申し込みください。

なお、②については、実践者研修の受講が決定した方は、研修初日の前日までに取得してください。同意書がない場合は受講不可となりますので御注意ください。

(同意書の様式等は、後日長寿すこやかセンターのホームページに掲載します。)

また、③の職場実習については、通常業務と並行して取り組んでいただいで結構です。

● 受講に関するお願い

認知症介護実践者研修では、受講生が職場でかかわりのある認知症の方やその家族、また、上司や職場関係者の協力のもと、実習に取り組んでいただきます。

しかしながら、受講期間中に職場内での人事異動が行われることで、受講生が円滑に実習を行うことができず、時には修了が困難になることもありますので、受講生が集中した環境で研修ができるか御検討のうえ、お申し込みください。

また、研修修了後のフォローアップ研修は、厚生労働省の標準カリキュラムに準じた内容で実施しており、修了式後であっても必須受講となりますので、受講生が研修に参加できるよう、職場での勤務等の調整をお願いします。

● 提出物に関する注意（重要）

認知症介護実践者研修では、提出物について、次の対応を徹底しますので御了承ください。

- 1 受講決定後の課題レポートについては、期日内に全てのレポートが提出されていない場合は、その時点で受講取消となります。
- 2 講義記録や課題等について、定められた期日に提出されていない場合は、研修期間中であっても受講を取り消す場合があります。
- 3 研修終了後の事後レポートについては、期日内に全てのレポートが提出されていない場合は、修了を取り消す場合があります。また、次年度の受講選考審査の際の参考ともなります。

受講の可否や修了の取消に係る問い合わせには一切お応えできませんので御了承ください。

11 問い合わせ先

●受講者募集に関することは京都市長寿福祉課まで

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 生きがい支援担当：稲田

電話（075）251-1106

●研修の受講に関することは京都市長寿すこやかセンター（社会福祉研修・介護実習普及センター）まで

〒600-8127

京都市下京区河原町通五条下る東側「ひと・まち交流館 京都」3階

京都市長寿すこやかセンター（社会福祉研修・介護実習普及センター）

研修担当：田中・横田

電話（075）354-8822